⑶　所要時間７時間以上９時間未満の場合
㈠　要介護１　690単位
㈡　要介護２　811単位
㈢　要介護３　937単位
㈣　要介護４　1,063単位
㈤　要介護５　1,188単位

ハ　大規模型通所介護費(Ⅰ)
⑴　所要時間３時間以上５時間未満の場合
㈠　要介護１　393単位
㈡　要介護２　449単位
㈢　要介護３　505単位
㈣　要介護４　561単位
㈤　要介護５　617単位
⑵　所要時間５時間以上７時間未満の場合
㈠　要介護１　592単位
㈡　要介護２　696単位
㈢　要介護３　800単位
㈣　要介護４　904単位
㈤　要介護５　1,009単位
⑶　所要時間７時間以上９時間未満の場合
㈠　要介護１　678単位
㈡　要介護２　797単位
㈢　要介護３　921単位
㈣　要介護４　1,045単位
㈤　要介護５　1,168単位

ニ　大規模型通所介護費(Ⅱ)
⑴　所要時間３時間以上５時間未満の場合
㈠　要介護１　383単位
㈡　要介護２　437単位
㈢　要介護３　492単位
㈣　要介護４　546単位
㈤　要介護５　601単位
⑵　所要時間５時間以上７時間未満の場合
㈠　要介護１　576単位
㈡　要介護２　678単位
㈢　要介護３　779単位
㈣　要介護４　880単位
㈤　要介護５　982単位
⑶　所要時間７時間以上９時間未満の場合
㈠　要介護１　660単位
㈡　要介護２　776単位
㈢　要介護３　897単位
㈣　要介護４　1,017単位
㈤　要介護５　1,137単位

ホ　療養通所介護費
⑴　所要時間３時間以上６時間未満の場合　1,000単位
⑵　所要時間６時間以上８時間未満の場合　1,500単位

注１　イからニまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準第93条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画（指定居宅サービス基準第99条第１項に規定する通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　ホについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所（指定居宅サービス基準第105条の４第１項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）について、指定療養通所介護（指定居宅サービス基準第105条の２に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画（指定居宅サービス基準第105条の12第１項に規定する療養通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

３　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間２時間以上３時間未満の指定通所介護を行う場合は、注１の施設基準に掲げる区分に従い、イ⑴、ロ⑴、ハ⑴又はニ⑴の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

４　イからニまでについて、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間７時間以上９時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間７時間以上９時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が９時間以上となるときは、算定対象時間が９時間以上10時間未満の場合は50単位を、10時間以上11時間未満の場合は100単位を、11時間以上12時間未満の場合は150単位を所定単位数に加算する。

５　指定通所介護事業所又は指定療養通所介護事業所の従業者（指定居宅サービス基準第93条第１項に規定する通所介護従業者又は第105条の４に規定する療養通所介護従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第100条第６号又は第105条の15第６号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定通所介護又は指定療養通所介護を行った場合は、１日につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

６　イからニまでについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、１日につき50単位を所定単位数に加算する。

７　イからニまでについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　個別機能訓練加算(Ⅰ)　42単位
ロ　個別機能訓練加算(Ⅱ)　50単位